平成 30 年 10 月 25 日

各位

兵庫信用金庫

中小企業倒産防止共済制度改正に伴う証明書の発行開始のお知らせ

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）では、中小企業倒産防止共済制度の改正により、「でんさいネットの取引停止処分」および「災害によるでんさいの支払不能」が、共済金の貸付事由として追加されたことに伴い、次のとおり、証明書の発行業務が開始されましたのでお知らせいたします。

記

1. 証明書発行業務

（1） 取引停止処分証明

取引先事業者が「でんさいネットの取引停止処分」を受けたことを事由として、共済金の貸付を受けられる場合に必要となります。

証明書の発行に当たっては、当庫窓口にて「取引停止処分証明依頼書」により、発行を依頼していただきます。

（2） 災害による支払不能証明

取引先事業者が、災害によりでんさいの支払ができなくなった（災害によるでんさいの支払不能）ことを事由として、共済金の貸付を受けられる場合に必要となります。

証明書の発行に当たっては、当庫窓口にて「災害による支払不能証明依頼書」により、発行を依頼していただきます。

2. 取扱開始日

平成 30 年 9 月 25 日（火）

※中小企業倒産防止共済法および同施行規則改正の施行日に同じ

3. 発行手数料

中小企業倒産防止共済制度に係る証明書発行手数料：1,620 円（税込）